

■ 給付裁定結果のお知らせ

※画像はイメージです。実際に送付されるお知らせの様式とは異なる場合があります。

給付裁定結果のお知らせ

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。
下記の内容で給付裁定を行いましたので、ご確認ください
さいますようお願い申し上げます。
個人別管理資産の一部を一時金で受給される場合は、
別途送付しております「給付金支払のお知らせ」も
併せて、ご確認ください。

XXX-XXXX

〇〇 〇〇 様

委託元運営管理機関
△△ 株式会社

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

***** XXXXXXXXXXXX
LPBX0008

プラン番号	プラン名
XXXXXX	XXXXXXXXXX
企業コード/プランコース	企業名/プランコース名
XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX
加入者番号	加入者名
XXXXXXXXXX	〇〇 〇〇 様

コールセンター 〇〇コールセンター
0000-000-000

インターネット ●●ホームページ

http://* * * *

〈「給付裁定結果のお知らせ」の内容について〉

□「給付裁定結果のお知らせ」について

- このお知らせは、給付裁定時に年金支給を選択された場合又は年金計画を変更された場合にお送りしています。
個人別管理資産額の一部を一時金で受給される場合の一時金の内容については、別途送付しております「給付金支払のお知らせ」
を参照ください。

□《裁定請求による運用指図結果》

- 裁定請求書(年金、年金・一時金併給、年金計画変更)により裁定請求された内容に従って、運用商品毎の振替割合及び運用商品
変更時に伴う資産売却数量を表示しています。

□《給付裁定後の年金支給(分割取崩型商品)分の個人別管理資産》

- 分割取崩型商品として年金受給する運用商品の個人別管理資産の明細です。
- 年金受給開始後も分割取崩型商品間の預替えを行うことができます。

□《給付裁定後の年金支給(年金商品)分の個人別管理資産》

- 年金商品として年金受給する運用商品の個人別管理資産の明細です。
- 年金受給開始後は、分割取崩型商品と年金商品間、年金商品間の預替えは行えません。

□《給付裁定結果内容》

- 受給される年金の基本情報を表示しています。
- 年金商品を選択された方は、併せて〈給付裁定後の年金支給(年金商品)分の個人別管理資産〉もご覧ください。
なお、年金計画欄については、年金支給(分割取崩型商品)を選択していない場合、表示されません。
また、裁定事由が過少変更の場合は、裁定請求以降の年金計画を表示しています。

□《年金支給開始後の注意事項》

- 年金支給開始後の注意事項を記載しておりますので、必ずお読みください。

給付裁定結果内容

日本レコード・キーピング・ネットワーク 株式会社

確定拠出型年金		裁定事由	XXXXXXXX
プラン番号	XXXXXX	プラン名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
企業コード/プランコース	XXXXXXXX	企業名/プランコース名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
加入者番号	XXXXXXXXXX	年金受給者氏名	XXX XXX
運営管理機関コード	XXXXXXXX	運営管理機関名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
資産管理機関コード/ 事務委託先金融機関コード	XXXXXXXX	資産管理機関名又は 事務委託先金融機関名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

死亡一時金受取人名	XXX XXX	続柄	XXX
死亡一時金受取人住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		

裁定請求日	20XX年XX月XX日	給付裁定時基準 個人別管理資産額	XXX,XXX円
年金支給開始月	20XX年XX月	支給予定期間	XX年 終身
年間支給回数	年X回払い	年金支給月	X月 X月 X月
年金支払日	XX日	第1回年金支払日 (変更後初回支払日)	XXXX年XX月XX日

年金支給開始後 一時金選択可否	可	年金計画の 変更可否	可	障害年金額算定 方法変更サイクル	5年ごと
--------------------	---	---------------	---	---------------------	------

《年金計画:年金支給(分割取崩型商品)》

給付裁定時に使用した年金支給(分割取崩型商品) の対象となる個人別管理資産額	基準年月日	個人別管理資産額	分割取崩方法
	XXXX/XX/XX	XXX,XXX 円	割合指定

〈年金計画〉

給付年度	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
取崩割合	***	XX %	XX %	XX %	XX %
年金年額	***	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円
給付年度	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
取崩割合	XX %				
年金年額	XXX,XXX 円				
給付年度	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
取崩割合					
年金年額					
給付年度	16 年目	17 年目	18 年目	19 年目	20 年目
取崩割合					
年金年額					

《年金支給開始後の注意事項》

□年金受給開始後の預替え

- ・ 年金受給開始後も分割取崩型商品間の預替えを行うことができます。
- ・ ただし、分割取崩型商品と年金商品間、年金商品間の預替えは行えません。

□年金支給時の預替えの制限

- ・ 年金の支払日前に当期の年金額を算出します。年金支給のための資産売却処理中は預替えを行うことはできません。

□年金支給の年金額

- ・ 各年金支給月の年金額は、年金年額を当期支給月数で按分した額が目安となります。
各年金支給月の年金額 = 年金年額 × 当期支給月数 / 12
当期支給月数とは、前期の年金支給月から当期の年金支給月の前月までの月数を指します。ただし初回の年金支給についての当期支給月数は、年金支給開始月(裁定請求日の翌月)から初回の年金支給月の前月までの月数となります。したがって実際の年金年額は、年金支給回数、年金支給月、年金支給開始月により、このお知らせに記載された年金年額と異なる場合があります。
(例えば、年金支給回数2回、年金支給月6月と12月のプランで、3月に裁定請求を受け付けた場合、初回(6月)の年金額は、4月と5月の2ヶ月分、2回目(12月)の年金額は、6月と11月までの6ヶ月となり、初年度の間に支給される年金額の合計は8ヶ月分となります。なお、年金受給期間最終月末日(支給予定期間経過年の3月)で残高がある場合には、その翌月以降一括でお支払いいたします。)また実際の送金額は、この年金額から手数料、源泉徴収税額等を控除した金額となり、年金支払の際に「年金支払のお知らせ」にてお知らせします。
- ・ 分割取崩型商品については、上記年金額に基づいて、分割取崩型商品の時価評価額から必要な取崩数量を算出し、資産売却を行います。また、複数の分割取崩型商品から年金を受給する場合は、残高に比例して各運用商品からの取崩数量を決定します。このため、上記年金額と資産売却結果が異なる場合、実際にお支払いする年金額もこのお知らせに記載された年金年額を按分した額と異なります。
- ・ 年金商品については、実際の年金額は支給の都度運用商品販売会社で決定するため、このお知らせに記載された年金年額と異なる場合があります。また次年度からは利率の改定や配当金のお支払いなどにより年金年額が変更されることがあります。
- ・ 実際にお支払をする年金額については、年金支払の際に「年金支払のお知らせ」にてお知らせします。

□給付裁定(年金、年金・一時金併給)の際の手数料の充当

- ・ 年金支給開始月までの手数料で未納付分がある場合、最初にお支払する年金から充当させていただくことがあります。(未納付分が最初にお支払いする年金額よりも多いときは、次回以後の年金からも充当します。)

□年金の支払日

- ・ 給付裁定による処理、年金支給の際の商品売却処理および送金処理が、年金の支払日を経過し終了した場合、規約で定められた支払日を過ぎて年金をお支払いすることがありますので、予めご了承ください。

□現況確認

- ・ 年金のお支払いにあたり、受給権者が引き続き年金を受け取る権利があるかどうかの確認をさせていただきます。このため、毎年1回「現況届ご提出のお願い」をお送りしますので、ご提出期限までに到着するようにご返送ください。
- ・ 上記書類の返送が無いときは、年金のお支払いを停止する場合がありますので、予めご了承ください。

□年金受給開始後の一時金のお支払い

- ・ 企業型年金規約で年金受給開始後の老齢給付金、障害給付金の一時金支給が定められている場合(個人型年金では運営管理機関が定めます)、年金支給開始月から5年を経過した月以後に個人別管理資産の全額を一時金で受給することができます。(お取扱いの可否は、前頁の給付裁定結果内容の「年金支給開始から5年後の一時金受取可否」を参照ください)

□個人別管理資産額が過少となったときの年金額の変更

- ・ 企業型年金規約で老齢給付金、障害給付金の受給中に個人別管理資産が過少となった際の年金額変更が定められている場合(個人型年金では運営管理機関が定めます)、個人別管理資産額が想定残高の1/2以下となったときは、当初の支給予定期間の全期間にわたって年金を受給することができるよう、年金額を減額することができます。(お取扱いの可否は、前頁の「給付裁定結果内容」を参照ください)なお、年金額の減額は、老齢給付金については、1回に限られています。

□障害給付金の一定期間(5年以上の期間に限る)ごとの年金計画の変更

- ・ 企業型年金規約で障害給付金の一定期間ごとの年金計画変更が定められている場合(個人型年金では、運営管理機関が定めます)、定められた一定期間ごとに年金の支給予定期間と年金額を変更することができます。(お取扱いの可否は、前頁の「給付裁定結果内容」を参照ください)
- ・ 変更できる時期が近づきましたら、「年金支払のお知らせ」でご案内します。

□転居されたとき

- ・ 転居されたときは、企業型年金の場合は「運用指図者諸変更届」を、個人型年金の場合は「加入者等氏名・住所変更届」を提出してください。
- ・ 詳細は運営管理機関にお問い合わせください。

□振込口座を変更されるとき

- ・ 年金の振込口座を変更される場合は、「振込口座変更届」を必ず事前に提出してください。
- ・ 詳細は運営管理機関にお問い合わせください。

□年金受給中にお亡くなりになったとき

- ・ 年金受給中にお亡くなりになったときは、ご遺族が10日以内に、企業型年金の場合は「運用指図者資格喪失届」を、個人型年金の場合は「加入者等死亡届」を提出してください。なお、ご提出のタイミングにより、年金受給権者ご本人様口座に年金が送金される場合があります。予めご了承ください。
- ・ 併せて死亡一時金を請求してください。なお、終身年金を受給している場合で保証期間が過ぎているときは、死亡一時金のお支払いがない場合があります。

□年金受給中に高度障害の状態になったとき

- ・ 年金受給中の70歳に達する日の前日までに高度障害の状態になったときは、老齢給付金を障害給付金に切り替えることができます。
- ・ 詳細は運営管理機関にお問い合わせください。